

鳥羽市保育所給食調理等業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 事業名称

鳥羽市保育所給食調理等業務委託

(2) 業務内容

「給食調理等業務」

詳細は鳥羽市保育所給食調理等業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期間等

①履行期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、契約締結日から令和7年3月31日までは、準備期間として受託者の負担と責任において準備を行うこと。

②履行場所

鳥羽市立あおぞら保育所（鳥羽市池上町9番24号）

鳥羽市立安楽島保育所（鳥羽市安楽島町1459番地1）

③業務委託料

業務委託料の上限は、契約期間全体で70,044,000円（消費税及び地方消費税は含まない）とする。

(4) 事務担当課

鳥羽市役所健康福祉課子育て支援室

〒517-0022 鳥羽市大明東町2番5号

TEL：0599-25-1184

FAX：0599-37-7186

電子メール：kosodate@city.toba.lg.jp

2. 参加資格条件

参加事業者の参加資格条件は、鳥羽市保育所給食調理等業務委託公募型プロポーザル参加資格基準によるものとする。

3. スケジュール

	項目	期限等
1	公示（公募の開始）	令和6年9月12日（木）
2	質問の受付期間	令和6年9月12日（木）正午から 令和6年9月27日（金）正午まで
3	現地視察申込期限	令和6年9月20日（金）正午まで
4	現地視察	令和6年9月24日（火）
5	質問に対する回答の公表期限	令和6年10月3日（木）正午まで
6	参加申請書等提出期間	令和6年10月4日（金）午前9時から 令和6年10月10日（木）午後5時まで
7	企画提案書等提出期間	令和6年10月4日（金）午前9時から 令和6年10月22日（火）午後5時まで
8	プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和6年10月30日（水） 時間は追って連絡
9	審査結果通知	令和6年11月6日（水）頃
10	契約締結	令和6年11月中旬頃

4. 募集要項の入手方法等

（1）要項公表

- ①期間：令和6年9月12日（木）から
- ②公表場所：鳥羽市ホームページによる

（2）配布方法

鳥羽市ホームページからダウンロードすること

（3）配布書類

- ①鳥羽市保育所給食調理等業務委託公募型プロポーザル実施要領
- ②鳥羽市保育所給食調理等業務委託公募型プロポーザル参加資格基準
- ③鳥羽市保育所給食調理等業務委託公募型プロポーザル審査要領
- ④鳥羽市保育所給食調理等業務委託仕様書
- ⑤現場視察申込書（様式第1号）
- ⑥質問書（様式第2号）
- ⑦参加申請書（様式第3号）
- ⑧会社等の概要調査票（様式第4号）
- ⑨誓約書（様式第5号）
- ⑩企画提案書（様式第6号）
- ⑪見積書（様式第7号）
- ⑫辞退届（様式第8号）

5. 現地視察

(1) 日程等

①実施日時：令和6年9月24日（火）午後3時10分～午後4時50分

②実施場所：鳥羽市立あおぞら保育所（鳥羽市池上町9番24号）及び
鳥羽市立安楽島保育所（鳥羽市安楽島町1459番地1）

③行程：

時間	内容	場所等
午後2時50分～	受付	鳥羽市立安楽島保育所遊戯室 （正面玄関より入り係員の案内に従うこと）
午後3時10分～ 午後3時15分～ 午後3時45分～	開始・説明 施設内視察 連絡事項	遊戯室 施設内（調理室内への入室含む） 遊戯室
午後3時50分～	移動	各自移動
午後4時～	受付	鳥羽市立あおぞら保育所遊戯室 （正面玄関より入り係員の案内に従うこと）
午後4時10分～ 午後4時15分～ 午後4時45分～ 午後4時50分	開始・説明 施設内視察 連絡事項 終了	遊戯室 施設内（調理室内への入室含む） 遊戯室

(2) 申込

①申込期限：令和6年9月20日（金）正午

②提出書類：現地視察申込書（様式第1号）

②提出方法：電子メールにて提出すること。なお、件名は「鳥羽市保育所給食調理等業務委託公募型プロポーザル現地視察申込書【参加希望事業者名】」とし、提出後、上記1. 業務の概要（4）事務担当課に電話にてその旨を伝えること。

(3) 留意事項

①参加者は1事業者につき、2名までとし、当日体調不良がみられない者とする。

②現地視察の申し込みについては、2保育所の視察をすることを基本とするが、事業者の都合により1保育所しか視察をすることができない場合は、その旨と視察希望の保育所名を現地視察申込書（様式第1号）の備考欄に記載すること。

③調理室に入室する場合は、参加者において清潔な衣服等（白衣、防止、マスク、履物（下処理室用、調理室用））を用意すること。

④視察時は、市職員の指示に従うこと。

6. 質疑及び回答

（１）質問書受付

①提出期間：令和６年９月１２日（木）正午から９月２７日（金）正午まで

②提出書類：質問書（様式第２号）

③提出方法：電子メールにて提出すること。なお、件名は「鳥羽市保育所給食調理等業務委託公募型プロポーザル質問書【参加希望事業者名】」とし、提出後、上記１．業務の概要（４）事務担当課に電話にてその旨を伝えること。

④提出先：鳥羽市役所健康福祉課子育て支援室（kosodate@city.toba.lg.jp）

（２）質問への回答

各事業者からの質問事項を取りまとめ、令和６年１０月３日（木）正午までに電子メールにて送信する。すべての質問者の質問及び回答を送信するが、質問者名は非公開とする。

7. 参加申請書等の提出

本プロポーザルに参加する事業者は、次の書類を作成のうえ提出期限までに提出すること。期限までに提出がない場合は、本プロポーザルに参加することができないものとする。

（１）提出書類（提出書類は日本工業規格Ａ４サイズで印刷し、①及び④は１部、②及び③は正本１部、副本８部を提出すること）

①参加申請書（様式第３号）

②会社概要（任意様式）（パンフレット代用可）

③会社等の概要調査票（様式第４号）

④誓約書（様式第５号）

（２）提出期間

令和６年１０月４日（金）午前９時から令和６年１０月１０日（木）午後５時まで

※持参の場合は午前９時から午後５時（土曜・日曜を除く）

※郵送の場合は提出期限内必着

（３）提出方法

上記１．業務の概要（４）事務担当課への持参または郵送とする。なお、一度提出した書類の返却、追加、修正及び差換えには応じない。

(4) 提案の辞退

参加申請書等を提出後に本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届(様式第8号)を上記1. 業務の概要(4) 事務担当課へ提出すること。

8. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

下記の①～⑥の資料をまとめて1部とし、正本1部、副本8部を提出すること。
⑦は1通提出すること。市が必要と認める場合は追加書類の提出を求める場合がある。

①企画提案書(様式第6号)

②見積書(様式第7号) 積算内訳(任意様式)を添付すること

③登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(発行後3カ月以内のもの)

④決算内容(任意様式)(直近2か年の貸借対照表・損益計算書)

⑤直近2か年の法人税、法人住民税、消費税及び地方消費税の納税証明書
(未納がないことの証明)

⑥直近2か年の労働保険料の納付証明書(労働局または労働基準監督署による
未納がないことの証明)

⑦110円切手を貼った返信用定形封筒(審査結果報告通知用)

(2) 提出期間

令和6年10月4日(金) 午前9時から令和6年10月22日(火) 午後5時まで

※持参の場合は午前9時から午後5時(土曜・日曜・祝日を除く)

※郵送の場合は提出期限内必着

(3) 提出方法

上記1. 業務の概要(4) 事務担当課への持参または郵送とする。なお、一度提出した書類の返却、追加、修正及び差換えには応じない。

9. 企画提案書の作成要領

(1) 提出書類は日本工業規格A4サイズで印刷し、指定された枚数に簡潔にまとめて記入すること。

(2) 縦書き、左綴じ、ページ番号を付すこと。

(3) 文字サイズは11ポイント以上とすること。

(4) 評価基準に記載する項目に対してわかりやすく説明すること。

(5) 実現不可能なものではなく、確実に実現できる範囲で記載すること。

(6) 見積書に含まれない機能などを提案する場合は、その旨を記載すること。

(7) 専門知識を持たない者も容易に理解できるよう、できるだけ専門用語を使用せず平易な表現とすること。

10. 選定方法及び評価基準

- (1) 受託事業者は鳥羽市保育所給食調理等業務委託公募型プロポーザル選定委員会の審査に基づき、鳥羽市長が決定する。
- (2) 鳥羽市保育所給食調理等業務委託公募型プロポーザル参加資格基準に基づき、鳥羽市保育所給食調理等業務委託公募型プロポーザル選定委員会事務局（健康福祉課）が事業者より提出された書類により参加資格の確認を行う。
- (3) 審査は、鳥羽市保育所給食調理等業務委託公募型プロポーザル選定委員会が参加資格基準を満たした提案者から提出された企画提案書等、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について、鳥羽市保育所給食調理等業務委託公募型プロポーザル審査要領に基づき、評価を行う。各選定委員が評価基準表に基づき各審査項目の評価を行い、各選定委員の合計点数を合計した点数が最も高い提案者を受託候補者として選定する。
- (4) 受託候補者が2者以上あった場合は、鳥羽市保育所給食調理等業務委託公募型プロポーザル審査要領の評価基準表審査項目の3. 安全衛生管理体制等について、5. 業務従事者の配置計画・業務実施体制について、6. 業務の円滑な遂行について、の合計点数で判定し、受託候補者を決定する。
- (5) 前項より選定した事業者が辞退またはその他の理由で契約できない場合は、次点者を受託候補者とする。
- (6) 提案者が1者の場合でも、本プロポーザルを実施する。
- (7) 鳥羽市の求める最低水準（評価点の総計の5割）に達していないと判断された場合は受託候補者を決定しない場合がある。

11. 評価基準

鳥羽市保育所給食調理等業務委託公募型プロポーザル審査要領に基づき、企画提案書等及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容を踏まえて評価を行う。

12. 提案内容の審査

提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。

- (1) 開催日及び開催場所 令和6年10月30日（水）
鳥羽市保健福祉センターひだまり1階会議室
時間及び場所の詳細については、提案者数等により変更する場合もあるため、提案者毎に別途通知する。
- (2) 参加者 1提案者につき3名以内
- (3) 提案時間 1提案者につき40分以内
(提案者からの説明20分以内、質疑応答20分程度)

(4) その他

- ①提案者からの参加申請書を受理した順番で提案者毎にプレゼンテーション及びヒアリングを実施するものとし、提案者に実施時間の詳細を通知する。
- ②プレゼンテーション及びヒアリングは提出した企画提案書等により実施するものとし、追加の資料配布は認めない。
- ③大型モニター（MAXHUB）については、本市において用意する。それ以外のものについては、提案者が準備すること。
- ④プレゼンテーションの実施方法は、自由形式とし、電子機器を利用して行うことも可とする。
- ⑤プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で実施する。

13. 審査結果の通知

審査結果については、全ての提案者に結果を書面で通知し、ホームページに公開する。
なお、審査結果に係る問合せ及び異議申立ては、受け付けない。

14. 契約締結

本業務の受託候補者に選定された者は、仕様調整の協議の上、随意契約を行うものとする。なお、協議が整わない場合、契約締結までに受託候補者が失格となった場合又はその他の理由により契約締結が不可能となった場合は、審査結果の次点者から順次協議を行うものとする。

15. その他留意事項

- (1) 提案者は、複数の提案をすることはできない。
- (2) 提案者は、参加申請書の提出をもって、本要領のほか本プロポーザルに係る関係書類の記載内容を承諾したものとみなす。
- (3) 企画提案書・見積書その他提出書類の作成、提出等に要する経費は全て提案者の負担とする。
- (4) 提出書類は採用又は不採用に関わらず返却しない。
- (5) 提案者からの提出書類等の著作権は、作成者に帰属するが、市は必要があるときは、著作権法の範囲内で著作権者承諾なく複製を作成する場合がある。
- (6) 鳥羽市情報公開条例並びに鳥羽市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の規定に基づき、提出書類の開示が必要と認めるときは、その一部または全部を開示する場合がある。
- (7) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (8) 提出書類に使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

- (9) 次のいずれかに該当する場合は、その提案は無効とし、提案者は失格とする。
また、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- ①参加資格の条件を満たさない者の提案
 - ②提出書類に虚偽の記載があったと認められた場合
 - ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ④信義に反する行為があった場合
 - ⑤その他選考に係る不正行為があった場合
- (10) 本要領及び仕様書に定めるもののほか、仕様の変更があった場合は、提案者に通知する。